

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B営業所等の勤務を経て、平成〇年からはC県C市所在のD支店（以下「支店」という。）においてトラック運転手として宅配便等の集配業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日の起床時から体調不良となり、支店での朝礼後の点呼時に副支店長に通常の集配業務は無理である旨申し出たが、代替要員がすぐには確保できないとの理由から了承されず、副店長同乗の下、集配業務を行うことになった。しかし、同日の午前11時半頃、更に体調が悪化したため、業務を打ち切り、直ちにE病院に受診した。

当日は検査結果に異常がなかったことから経過観察になったが、翌日に体が動かず、一層の体調不良となったため、同病院に再受診したところ「延髄梗塞」（以下「本件疾病」という。）と診断され、即日入院加療となった。

請求人は、本件疾病を発症したのは、体調不良を訴えているにもかかわらず、支店がそれを認めず、治療機会を喪失したことが原因であるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

(1) F医師は、意見書において、請求人は平成〇年〇月〇日に本件疾病を発症した旨述べているところ、当審査会としても発症の経過等に鑑み、同医師の意見は妥当であると判断する。

(2) 本件疾病を含む脳血管疾患の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと判断し、以下、認定基準に基づいて、本件疾病の業務起因性について検討する。

(3) 請求人らは、発症日の午前中に体調不良による休暇を申し出たにも関わらず、認められなかったことから本件疾病が増悪したのであり、治療機会の喪失として業務起因性が認められるべきであると主張する。

この点、本件一件記録からは、請求人が副支店長Gに医療機関への受診を訴えたとする事実は確認することはできず、むしろ、請求人を心配した副支店長Gが同乗した上で、業務に就いていることから考えても、医療機関への受診を希望する請求人の意に反して業務に従事させたとは認められず、請求人の主

張は採用することはできない。

なお、請求人らが上記主張の根拠として指摘する判例等は、本件とは事案を異にするものであり、上記判断を左右しない。

(4) また、請求人の本件疾病発症前おおむね6か月間の過重負荷の評価は、決定書理由第2の2の(2)のイに説示するとおりであり、請求人に発症直前から前日までの間の異常な出来事は認められず、短期間及び長時間の恒常的時間外労働はなく、労働時間においても業務に過重性は認められない。

(5) 以上を総合すると、請求人に発症した本件疾病は、過重な業務に従事したことによるものとは認められず、したがって、業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。